

第7回 (仮称)千種市民協働センター運営検討委員会 会議次第

令和4年5月16日(水)午後2時～

ライブリーちくさ3階ホール

1.開 会

2.あいさつ

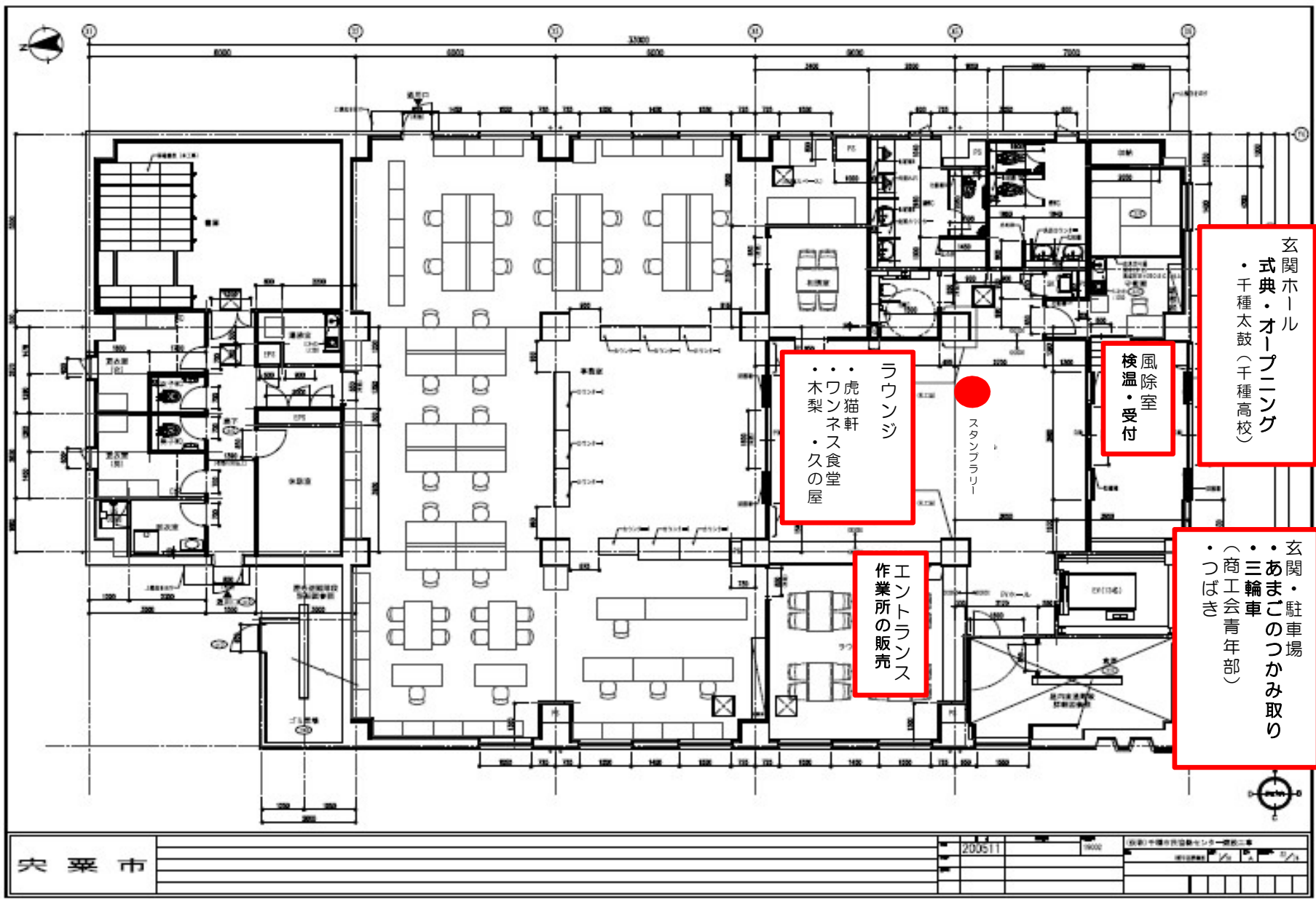
3.協議事項

(1) 協働センターオープンイベントについて

(2) 千種市民協働センター運営委員会への移行について

4.その他

5.閉 会



駐 車 場
三 輪 車 タイム ア タ ッ ク 他

玄関ホール
式典・オープニング
・千種太鼓(千種高校)

風除室
検温・受付

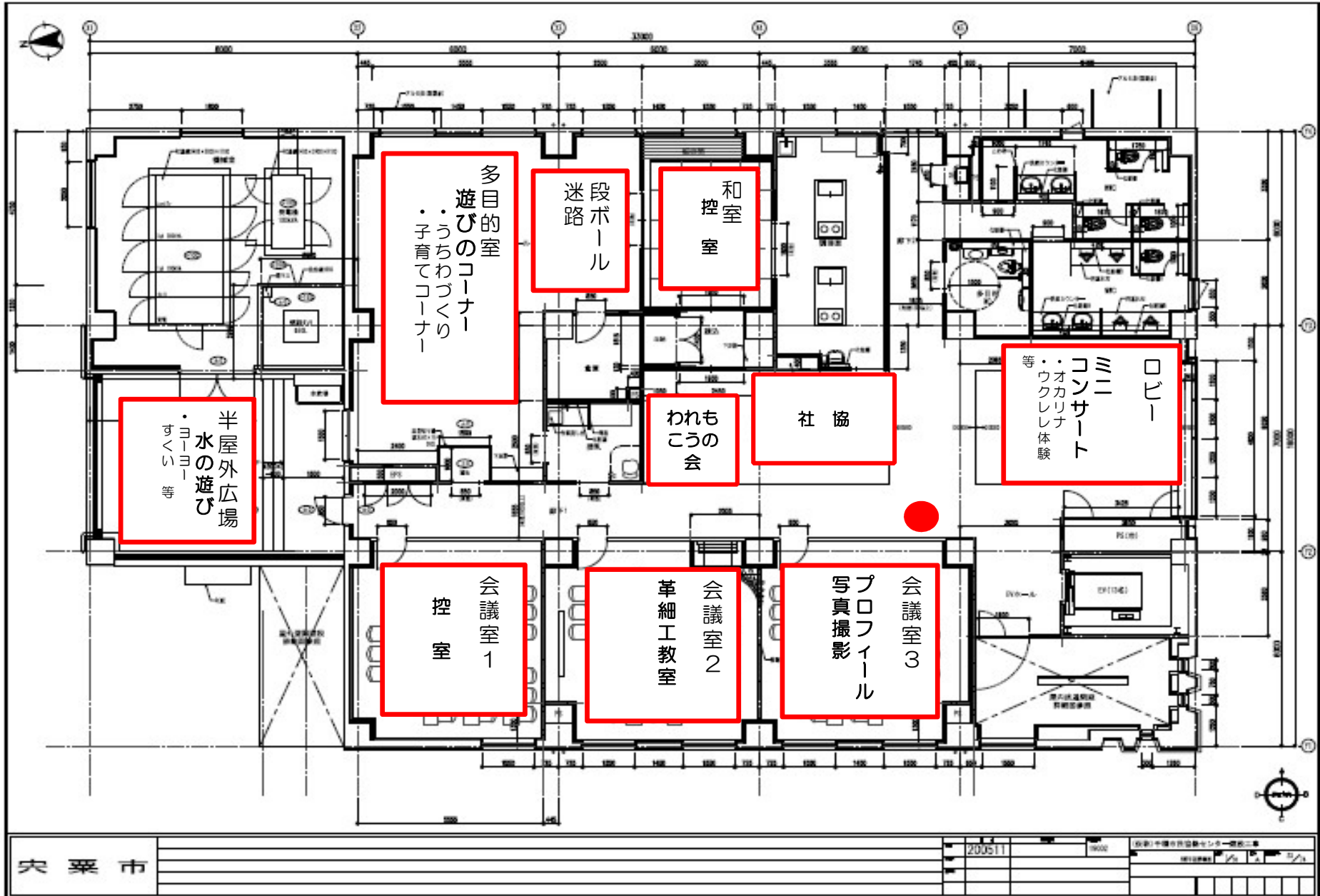
ラウンジ
・虎猫軒
・ワックス食堂
・木梨
・久の屋

エントランス
作業所の販売

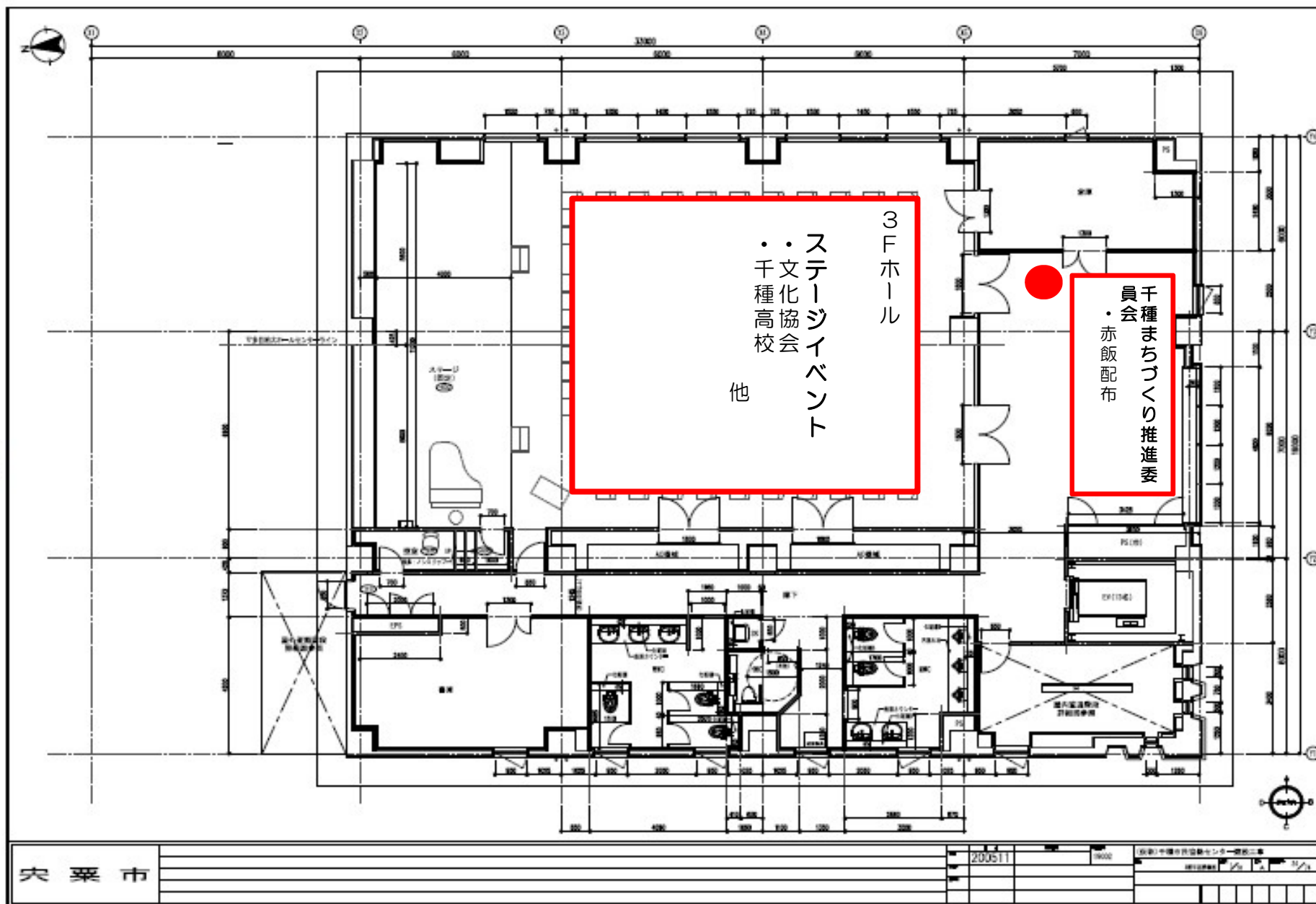
玄関・駐車場
・あまごのつかみ取り
・三輪車
(商工会青年部)
・つばき

オープンイベント内容 (案)

オープンイベント内容 (案)



オープンイベント内容 (案)



3F

オープンイベント内容 (案)



オープニングまつり

【開催日時】

6月5日（日）

9時30分～10時（式典）

10時～12時

（オープニングまつり）

【開催場所】

ライブラリーちくさ

（千種市民協働センター）

宍粟市千種町千草168番地

【駐車場】

千種商店街駐車場、千種小学校駐車場



○ステージイベント○

大正琴（夢幸恵、ほほえみ）、フラダンスノアノア、オカリナ、コーラスそよかせ、鷹巣よさこいおどろう会、千種高校、山っ子会

○常設コーナー○

段ボール迷路、われもこの会、社会福祉協議会（バザー、善意月間コーナー）

○グルメテイクアウトコーナー○

すみれ、千種まちづくり推進委員会、つばき、虎猫軒、はりまっ子、久の屋、ヤマザキショップ木梨、ワネス食堂

○体験コーナー○

アマゴのつかみ取り、三輪車タイムアタック、ウクレレ体験、うちわづくり、革細工教室、千種子育てコーナー、プロフィール写真撮影

祝



【お問い合わせ先】

宍粟市千種市民局まちづくり推進課

宍粟市千種町千草168番地

TEL：0790-76-2210

FAX：0790-76-8020



祝



♪タイムスケジュール♪

9:30～10:00 完成式典(駐車場)

10:00～12:00 ステージイベント
(3階ホール)

☆☆☆ステージイベント☆☆☆

① 10:00～10:15

琴城流 大正琴

(夢幸恵、ほほえみ)

② 10:15～10:30

千種高校 軽音楽部

③ 10:30～10:45

フラダンス/A/A

④ 10:45～10:55

～小休憩～ オカリナ演奏 ※2階

⑤ 10:55～11:05

コーラスそよかぜ

⑥ 11:05～11:20

鷹巣よさこいおどろう会

⑦ 11:20～11:40 山っ子会

三味線合奏(10分)

鳴子・銭太鼓(10分)

⑧ 11:40～11:50

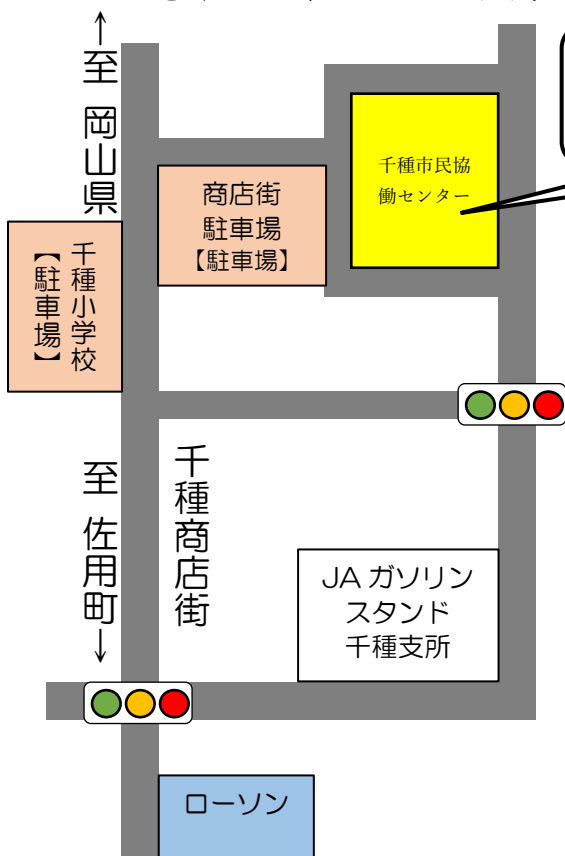
千種高校 和太鼓演奏

千種市民協働センターについて

平成29年から「千種生活圏の拠点づくり検討委員会」で、これからの千種町で必要となる拠点施設についての話し合いが行われ、それをもとに施設の設計を進め、令和2年7月から建設工事が始まりました。そして、令和3年12月に建物部分が完成し、行政や生涯学習活動での利用が始まりましたが、令和4年5月について全ての工事が完成します。

この千種市民協働センターは、旧千種市民局とセンターちくさの機能を一つにするとともに、防災機能を充実させ、また、広いロビーや子どもたちが安心して遊べる多目的室を設置するなど、にぎわいを創り、千種の生活の拠点となるようにと多くの皆様のご意見を反映して造られました。

また、施設の愛称である「ライブリーちくさ」の「ライブリー」には、“生き生きとした”“活気のある”などの意味があり、いつまでも元気な千種となるように願って名付けられています。



新型コロナウイルス感染症対策とご協力をお願い

- ・新型コロナウイルス感染症の感染状況により、急遽イベントを中止または内容を変更する場合があります。
- ・マスクの着用を徹底し入退場時は必ず手指消毒にご協力をお願いします。
- ・体調のすぐれない方はご来場を控えてください。
- ・入場時の体温チェック・来場者名簿の記入にご協力ください。
- ・来場者数が一定以上となった場合、一時的に入場制限することがあります。

皆様一人一人での感染予防にご協力をお願いします。

(案)

宍粟市告示第 号

宍粟市千種市民協働センター運営委員会要綱

(設置)

第1条 宍粟市千種市民協働センター（以下「協働センター」という。）の運営にあたり、市民等の意見を聴取するため、宍粟市千種市民協働センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、必要な意見及び提言等を行うものとする。

- (1) 協働センターの運営及び評価に関すること。
- (2) 合併前の千種町の区域（以下「千種町区域」という。）における関係機関との連携に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協働センターの運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、千種町区域に居住する者で、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 自治会の代表
- (2) 協働センター利用者
- (3) 子育て支援センター利用者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会議を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていない場合は、市長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、千種町区域のまちづくり推進担当課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日において、宍粟市（仮称）千種市民協働センター運営検討委員会要綱（令和3年宍粟市告示第8号）の規定により委嘱されている委員は、第3条第2項の規定により委員に委嘱されたものとみなす。ただし、その任期は、令和5年3月31日までとする。